

京都市市税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成16年6月17日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第20号

京都市市税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成16年6月7日京都市条例第3号）附
則第1条第2号に規定する市規則で定める日は、公布の日とする。

（理財局税務部主税課）